



Title	東アフリカ共同体（EAC）における私法統一に関する覚書
Author(s)	菅野, 裕夫; 小塚, 莊一郎
Citation	北大法学論集, 66(4), 144 [173] -127 [190]
Issue Date	2015-11-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/60259
Type	bulletin (article)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	lawreview_vol66no4_07.pdf



[Instructions for use](#)

東アフリカ共同体（EAC）における 私法統一に関する覚書

曾 野 裕 夫
小 塚 莊一郎

一 はじめに

アフリカにおける地域的な私法統一を担う組織として、わが国で比較的知られているのは西アフリカないし中部アフリカの「アフリカ商事法調和化機構」(Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires; OHADA)であろう。しかし、東アフリカにおいても私法統一活動を展開している組織がある。「東アフリカ共同体」(East African Community; EAC)がそれである。

筆者らは、これまで「国際的な私法統一」と「地域的な私法統一」の相互作用ないし緊張関係をさぐるための準備作業として、アフリカにおける地域的な私法統一の動向に注目し、アフリカの地域統合アジェンダのなかに OHADA を位置づけつつ、その活動について研究を公表してきた¹。本稿の目的は、EAC の私法統一活動について紹介することによって、アフリカにおける地域的な私法統一の現状の一端を明らかにするとともに、EAC の私法統一活動が、私法制度及びその統一にいかなる価値を見出して行われているのか、また、私法統一の成否にいかなる力学が作用しているのかを示して、前稿を補完し、前稿で示

¹ 小塚・曾野 (2015a)；小塚・曾野 (2015b)。また、小塚 (2004) も参照。論述の都合上、本稿にはこれらの前稿と若干の重複があることをあらかじめお断りしておきたい。

した結論を補強することにある。

東アフリカにおける EAC についての本稿が、西アフリカないし中部アフリカの OHADA についての前稿を補完することになると考えるのは、両者が比較法的にみて興味深い対称をなしているからである。すなわち、OHADA の構成国の中心は旧仏領植民地が独立したフランス法圏の国であるのに対して、EAC は、旧英領植民地が独立したコモンロー国——設立当初はケニア、タンザニア、ウガンダの 3 カ国——を中心として発足した組織なのである²。そして、そのことが EAC と OHADA における、国際的な私法ルール又は外国法を撰取するかたちでの私法統一の成否に影響を及ぼしているように思われるのである。

なお、西アフリカにも、シエラ・レオネ、ガンビア、ナイジェリア、ガーナなどのコモンロー国があるが、地理的に隣接していないこともあってか、これらの国の連携による法統一に向けた動きはみられない。また、これらの国は地理的にフランス法圏を中心とした OHADA 加盟国（と海）に囲まれているが、現在のところ、OHADA にも参加をしていない。西アフリカのコモンロー国のおかれているこの状況について本稿では検討する準備がないが、何が（地域的な）私法統一の実現のための条件を示唆されているようにも思われる。

以下では、EAC の目的と組織（二）、EAC における法統一の方法と現状（三）、そして、EAC にあとから加わった非コモンロー国における「コモンローへの転換」について紹介したうえで（四）、OHADA と対比しつつ、地域的私法統一における「アフリカの現実」についてまとめることとしたい（五）。

二 私法統一組織としての東アフリカ共同体（EAC）

1 EAC の経緯と目的

（1）アフリカの地域統合組織のなかにおける EAC の位置づけ

アフリカには、多数の地域統合組織が存在し、構成国が重複することも珍しくないが、これらのなかにはアフリカ連合(AU)への統合アジェンダにおける、

² ただし、コモンロー圏の国でも、OHADA への加盟に関心を示す国が現れているとも言われる。Fondufe and Mansuri (2013), p.172.

段階的な経済統合を行うための組織として位置づけられるものと、それ以外のものが存在する³。EACは前者の組織である⁴。

AUの統合アジェンダとは、1980年の「ラゴス行動計画」において、AUの前身であるアフリカ統一機構(OAU)によって欧州をモデルとした経済統合が提案されたことに端を発する構想である。これを具体化した1991年のアフリカ経済共同体設立条約(アブジャ条約)では、アフリカ大陸全体をいくつかのブロックに分けた上で段階的に経済統合を進めることとされた⁵。EACは東アフリカのブロックにおける地域統合組織として、1999年にケニア、タンザニア、ウガンダを構成国として設立されたものである。

なお、その他のブロックごとの地域経済共同体として位置づけられた組織は、アラブ・マグレブ連合(UMA)⁶、サヘル・サハラ諸国国家共同体(CEN-SAD)⁷、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)⁸、中部アフリカ諸国経済共同体(ECCAS)⁹、政府間開発機構(IGAD)¹⁰、東・南アフリカ市場共同体(COMESA)¹¹、

³ Salami (2012), p.6. 概観として藤本 (2003)。

⁴ 概観として徳織 (2013), pp.259-265。

⁵ 正木 (2003) ; 片岡 (2013) ; 徳織 (2013)。

⁶ 1989年設立。構成国は、アルジェリア、リビア、モーリタニア、モロッコ、チュニジア。

⁷ 1998年設立。構成国は、ベナン、ブルキナ・ファソ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コートジボワール、ジブチ、エジプト、エリトリア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、リベリア、リビア、マリ、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラ・レオネ、ソマリア、スーダン、トーゴ、チュニジア。

⁸ 1975年設立。構成国は、ベナン、ブルキナ・ファソ、カーボベルデ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラ・レオネ、トーゴ。

⁹ 1983年設立。構成国は、アンゴラ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ、コンゴ民主共和国、ガボン、赤道ギニア、サントメ・プリンシペ。

¹⁰ 1996年設立。構成国は、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ケニア、ソマリア、スーダン、南スーダン、ウガンダ。

¹¹ 1994年設立。構成国は、ブルンジ、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ケニア、リビア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ルワンダ、セーシェル、スーダン、スワジランド、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

および南部アフリカ開発共同体（SADC）¹²がある。

アフリカ経済共同体設立条約が締結された頃から、一部の論者は、域内貿易を促進するためには取引法の統一が必要になると主張してきた¹³。しかし、実際には、前記の地域経済共同体のなかで、私法統一を政策課題として掲げたのは、すぐ後にみるように、唯一、EACのみである（後述（3）参照）。

なお、EACは、COMESA及びSADCとの間で、2015年6月にCOMESA-EAC-SADC三者間自由貿易地域設立協定（Agreement Establishing a Tripartite Free Trade Area among COMESA, EAC and SADC）を締結している¹⁴。これは、北アフリカから東アフリカを経て南アフリカに至る26カ国による巨大な自由貿易地域を創設するものであるが、発効にはCOMESA、EAC、SADCの構成国の3/4に当たる14カ国の批准が必要とされている（TFTA設立協定39条3項）。これは全アフリカ規模のAUの実現に向けた動きとして今後の展開が注目される。なお、これらの3つの地域経済共同体の構成国は重複しており、EACの構成国のうち、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダの4カ国はCOMESAに、また、タンザニアはSADCにも属している。

もっとも、このCOMESA-EAC-SADC三者間協定において、私法統一はアジェンダに含まれていないようである。

（2）EACの経緯¹⁵

現在のEACには、その前身となる地域統合組織がある。すなわち、1961年に設立された東アフリカ共同サービス機関（East Africa Common Services Organization; EACSO）と、1967年にEACSOを改組して発足した旧EACである。しかし、加盟国間の戦争などもあり、旧EACは1977年以降、事実上機能停止に陥っていた。現在のEACは、改めて1999年にケニア、タンザニア、ウガンダの3国がEAC設立条約を締結して、2001年に発足した地域経済共同

¹² 1980年設立。構成国は、アンゴラ、ボツワナ、コンゴ民主共和国、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セーシェル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ。

¹³ 典型的なものとして、Ndulo（1993）；Bamodu（1994）。少なくとも準拠法ルールの統一が必要になると説くのは、Oppong（2006）。最近でも、Oppong（2011），pp. 106-111；Fombad（2013），pp. 54-56。Eiselen（2015）も参照。

¹⁴ その準備にいたる経緯については、徳織（2013），pp. 265-268。

¹⁵ 平野（2002），pp. 119-120。

体である（本部はタンザニアのアルーシャにある）。2007年には、これら3国の西側に隣接するルワンダとブルンジが加入して、EACの加盟国は5カ国となっている。なお、南スーダンとソマリアが加盟申請中である（スーダンも加盟申請を行なったが2011年に否決されている）¹⁶。

（3）EACの目的——手段としての私法統一——

EACの目的は、「加盟国の相互の利益のために、政治・経済・社会・文化の分野、研究・技術、防衛、安全保障並びに法律・司法に関する事項について、加盟国間の協力を拡大し、深化する政策及びプログラムを展開すること」（傍点引用者）とされる（EAC設立条約5条1項）。具体的には関税同盟、共通市場、通貨統合、そして最終的には政治連邦となることがめざされている（同5条2項）。

法律・司法面では、関税同盟・共通市場・通貨統合・政治連邦を支える共同体立法を行うだけでなく、私法分野も含めて「共同体に関連する国内法をハーモナイズすること」（EAC設立条約126条2項b号）や「国内法の近似化（approximation）」（共通市場議定書47条）が政策課題として明示的に掲げられている点が特徴的である（共通市場議定書については、後述3（1）（ア））。

このような政策課題が掲げられているのは、構成国間の国内法の相違が域内貿易の障害になるという前述の考え方にもとづくものとも言える。しかし、より直接的には、EAC域内の私法制度を整備することによって、海外から投資を呼び込むことを狙いとするものである¹⁷。これは、法制度の整備を通じて経済発展を促すという、いわゆるワシントン・コンセンサスに基づく動きと位置づけることができよう。実際、EACの文書等では、世界銀行のDoing Businessにおけるランキングが頻繁に言及されている¹⁸。ちなみに、Doing Businessの2015年版では、ルワンダは189カ国中46位に位置づけており、いくつかのOECD諸国よりも上位に位置している。もっとも、タンザニアが131位、

¹⁶ East African Community, About EAC, Admission to the EAC, http://www.eac.int/index.php?option=com_content&view=article&id=769&Itemid=208 (accessed August 9, 2015).

¹⁷ Agaba (2011), p.506.

¹⁸ 例えば、World Bank & East African Community Secretariat (2014)。世界銀行のDoing Businessランキングについて、簡単には小塚（2014）参照。

ケニアが136位、ウガンダが150位、ブルンジが152位である（日本は29位）¹⁹。

2 EACの組織

（1）概観

上記の目的を達成するために、EACの機関として、元首会議（Summit of Heads of State）、閣僚会議（Council of Ministers）、調整委員会（Co-ordination Committees）、分野別閣僚会議（Sectoral Councils）、立法機関である東アフリカ立法議会（East African Legislative Assembly; EALA）、司法機関である東アフリカ司法裁判所（East African Court of Justice; EACJ）、そして事務局が設けられている（EAC設立条約9条）。

私法統一活動の観点から重要なのは、次の3つの機関である。なお、後述するとおり、EACは加盟国の法曹養成制度の調和もめざしているが、OHADAのERSUMAのような司法研修機関²⁰は存在しないようである。

（2）分野別閣僚会議（Sectoral Councils）

第一に、分野別閣僚会議は、閣僚会議（Council of Ministers）のメンバーによって構成され、その意思決定は閣僚会議の意思決定として扱われる（EAC設立条約14条3項i号）。私法統一に関わりが深い分野別閣僚会議としては、「法律・司法に関する分野別閣僚会議」（Sectoral Council on Legal and Judicial Affairs）がある。

分野別閣僚会議は、加盟国への「指令（directive）」を発することもできる（EAC設立条約14条3項d号、16条）。

（3）東アフリカ立法議会（EALA）

第二に、東アフリカ立法議会（EALA）は、共同体法の立法を行うほか、各加盟国の立法の調整やEAC設立条約の実施に関する勧告等を行う（EAC設立条約49条）。EACの共同体立法は、OHADAにおける統一法と同様に、当然に加盟国を拘束し、国内立法に優越する（同8条4項）²¹。ただし、EALAの立

¹⁹ World Bank (2014).

²⁰ 小塚・曾野 (2015a)。

²¹ 共同体立法の優位を設立条約で明示する地域統合組織は、アフリカではEACだけである（Oppong (2011), p.95）。EAC設立条約8条4項は、旧EAC

法が加盟国を拘束するとしても、加盟国の憲法体制によって、国内実施法が必要となることはある。また、共同体立法は、それが同時に全ての加盟国で適用されるわけではなく、「可変翼 (variable geometry) の原則」(同7条1項e号、1条)によって、加盟国が異なる進度で漸進的な実施を行うことが柔軟に認められている²²。

EALAの議員は、各加盟国の議会が9名ずつを選挙により選出する他(ただし、各国議会の議員にはEALAの議員となる資格はない)、役職指定で各国の地域統合担当大臣、EAC事務局長、EAC法律顧問からなる(同48条、50条)。議員の任期は5年で、5年間の再任が認められる(同51条)。現在、EALAのメンバーは52名である(そのうち20名が女性であって、この地域における女性の社会進出を示している)²³。

(4) 東アフリカ司法裁判所 (EACJ)

第三に、東アフリカ司法裁判所 (EACJ) は、① EAC 設立条約の解釈適用について事物管轄を有し (EAC 設立条約27条1項²⁴)、加盟国・事務局長・私人が審理を付託することができる (同28条～30条)。また、EACJ は②共同体と職員との紛争 (同31条) の管轄を有する他、③紛争当事者 (私人を含む) が EACJ への仲裁付託に合意したときには、OHADA の CCJA と同様に、仲裁裁判所としての管轄権を有している (同32条)²⁵。EACJ の裁判官は定数の上限が15名で、加盟国の裁判官等の中から加盟国の推薦により元首会議により任命

における各国の国内裁判所が、国内法を EAC 立法に優先させてきた経験から規定されたものである。

²² Thorp (2012), p. 525. 「可変翼 (variable geometry) の原則」については、Gathii (2011), pp. 34 et seq. 参照。

²³ East African Legislative Assembly, Composition of the Assembly, <http://www.eala.org/the-assembly/composition.html> (accessed August 9, 2015).

²⁴ EAC 設立条約27条2項は、人権侵害を含むその他の事項について加盟国が EACJ に管轄権を与えることができると規定するが、これまでのところそのような決定はなされていない。それにもかかわらず、EACJ は、人権に関わる問題であっても、同条1項の枠内で、積極的に管轄を引き受ける傾向があることにつき、Oppong (2011), p.125; Gathii (2010), pp.257-263; Salami (2012) pp. 51-52。

²⁵ Oppong (2011), pp.124-128. もっとも、EACJ による仲裁は、実際には活用されていないとされる。Oppong (2011), p.234; Ruhansiga (2011), p.9; Agaba (2011), p.512.

される（同24条1項）。このうち最大10名が第一審部に所属し、最大5名が上訴部に帰属することとなっているが（同24条2項）、現在は、第一審部と上訴部にそれぞれ5名ずつ、合計10名の裁判官が所属している²⁶。

3 EACによる法統一

（1）EACの共同体立法

（ア）議定書とその実施²⁷

現時点で、EACは、「関税同盟議定書（Protocol on the Establishment of the East African Customs Union）」に基づいて2005年から段階的に実施していた関税同盟を2010年に完成し、また、「共通市場議定書（Protocol on the Establishment of the East African Common Market）」に基づく共通市場（物・人・労働・サービス・資本の自由な移動、事業設立・居住の権利）が2010年から段階的に実施されている。他方、2012年に実施予定であった通貨統合は実施が遅れている。

関税同盟、共通市場に関する共同体立法としては、これまでEAC関税管理法（2004年・2009年改正・2011年改正）、EAC競争法（2006年・2010年改正）、EAC標準・品質保証・度量衡・検査法（2006年）などが制定され、加盟国において実施されている²⁸。

（イ）私法分野のハーモナイゼーション

また、EAC事務局は、外部のドナー組織であるInvestment Climate Facility for Africa（ICF）の協力を得て、EAC共通市場、通貨同盟、及び域内における投資環境を整えるために、優先的にハーモナイゼーションが求められる私法（商事法）分野を9つ選定している²⁹。すなわち、

- （1）銀行取引法
- （2）ビジネス取引法（倒産法、会社法、資本市場、事業譲渡等）

²⁶ The East African Court of Justice, Composition, http://eacj.org/?page_id=24 (accessed August 9, 2015).

²⁷ 徳織（2013）。

²⁸ その一覧として、East African Legislative Assembly（2013）, pp.77-79。

²⁹ Agaba（2011）, pp. 509-511.

- (3) 金融法・財政法
- (4) 保険法・再保険法
- (5) 投資（海外からの投資、投資紛争、著作権、特許、商標等）
- (6) 政府調達及び払下げ
- (7) 通貨法（為替レート、利率等）
- (8) 標準・品質保証・度量衡
- (9) 取引法（契約、慣習、涉外取引、輸出入取引、物品売買等）

である。EAC 事務局では、2010年までにこれらの9分野について審査を終えており、それをうけて、現在は、「法律・司法に関する分野別関係会議」(Sectoral Council on Legal and Judicial Affairs) において、

- ①知的財産法
- ②契約法
- ③官民パートナーシップ
- ④判決の承認
- ⑤商業登記法
- ⑥執行法・債権回収法

について、共同体立法の草案作成が行われている模様である³⁰。

これらの草案が完成すれば、東アフリカ立法議会で審議が行われることになるが、例えば契約法についての共同体立法が、OHADA におけるように、CISG やユニドロワ国際商事契約原則から影響を受けたものとなるのかは、今後を待たなければならない。

(2) 国内法の近似化 (approximation)

(ア) 私法分野の国内立法

法統一との関係で EAC 加盟国に求められているのは、共同体立法を実施することばかりではない。法律・司法分野の協力という EAC の目的 (EAC 設立条約 5 条) を達成するため、加盟国は、法曹養成制度の調和、加盟国の裁判所における判決の標準化も行うこととされ (同126条 1 項)、さらに、共同体に関するすべての国内法を調和するための必要な措置をとることが求められている (同126条 2 項 b 号)。共通市場議定書ではこれを「法の近似化」と称している (同 47 条 1 項も参照；もっとも、文献等においては、設立条約にいう「調和化」

³⁰ Agaba (2011), p.511; Thorp (2012), p.518.

（harmonization）と「近似化（approximation）」を互換的に使い、共同体立法の国内法化も含めて「近似化」とされることが多い。

これをうけて2009年のEAC元首会議では、加盟各国に対して、共同体市場議定書を国内的に実施することともに、各国国内法が議定書と整合性を維持したものとなるように必要な改正を行なうことを指示した³¹。

そこで、EACの「法律・司法に関する分野別閣僚会議」（Sectoral Council on Legal and Judicial Affairs）の下に各国の法改正委員会の議長から構成される「EACの文脈における法の近似化に関する部会（Subcommittee on the Approximation of National Laws in the EAC Context）」、さらにその下にタスクフォースが設けられ、各国法の類似点、規定の欠缺、相違点、問題点についての分析、国際的なベストプラクティスとの比較検討及び各国への法改正の提言を行なっている。これまで、

- ①会社法
- ②倒産法
- ③パートナーシップ
- ④商業登記

に関する各国法についての検討を終えているとのことである³²。

（イ）国内判例の近似化

また同様の目的から、判例集の発行が求められている点も興味深い（同126条2項c号）。EAC発足以前において、EACのコモンロー国の判決は概ね似ているものの相互参照がされることは稀であったとされるが、その一因は、それぞれのコモンロー国の判決を収録した判例集であるEast Africa Law Reportsが1975年以降は刊行されなくなっていたことにあるとされる³³。EAC設立条約は、法の近似化のために、この判例集の復刊を規定しているわけである。

³¹ Agaba (2011), p.508-509.

³² Agaba (2011), p. 509.

³³ Opong (2011), p.283. 相互参照がされない傾向は、特に西アフリカのコモンロー国において顕著であったとのことであり、西アフリカでも判例集 West African Court of Appeals Report が刊行されなくなっていた。

三 ルワンダにおける大陸法からコモンローへの転換

1 「コモンローへの転換」の意味

以上のように、EACの枠組みのなかで私法（商事法）統一に向けた作業が行われているが、法系の転換による私法統一という、比較法的にも興味深い動きもある。

EAC設立時の加盟国3カ国（ケニア、タンザニア、ウガンダ）はいずれもコモンロー国であるのに対して、2007年に加わったルワンダとブルンジは、旧ベルギー植民地であってフランス法系の大陸法系であった。このうち、ルワンダが「大陸法からコモンローへの転換」を図っている³⁴ ³⁵。

ここで「コモンローへの転換」とは、例えばイギリスの判例法を包括的に継受するというのではない。ルワンダにおけるコモンローへの転換は、具体的には次の2つのことを意味するとされる。

第一は、コモンローの考え方に影響を受けた制定法の制定である³⁶。例えば、ルワンダの2009年の会社法は、少数株主の保護、利益相反の規制、情報開示、取締役の義務の強化など、コモンローの会社法において強調される規制を取り入れているとされる³⁷。その意味では、日本が、第2次世界大戦後、刑事訴訟法、会社法、独占禁止法、証券取引法などの法分野でアメリカ法を摂取したのと状況が似ているのかもしれない。

³⁴ これに対して、ブルンジは、政情が安定しないこともあってか、法の統一に消極的であるとされる。Thorp (2012), p.527.

³⁵ スーダンから2011年に独立して、EACへの加盟申請を行っている南スーダンも「コモンローへの転換」を進めているが、その背景はルワンダとは異なる。スーダンと南スーダンは、もともと旧英領であってコモンロー国であったが（Guttman (1957) (1970年～73年に一時的にエジプト法を介して大陸法系となった時期を除く）、1983年からイスラム法が実施されていた（Hassan (2008)）。現在の南スーダンの動きは、キリスト教徒が多数を占める南スーダンが、イスラム教徒が多数を占める北部スーダン（現在のスーダン）から独立して、イスラム法からコモンローに復帰しようとしているものである。

³⁶ Kosar (2013).

³⁷ World Bank (2013), pp.23-24.

第二は、「先例拘束性の原則」の導入である。比較法的には、コモンローにおいて先例拘束性の原則が緩和傾向にある一方で、大陸法における判例（先例）の重要性が増しているため、両法系の収斂がみられるともいわれるが³⁸、ルワンダにおいては、最上級審の判決さえ下級審の判断に影響をもってこなかったとされる³⁹。その背景には、2003年の憲法改正以前の下級審裁判官は法律家であるとは限らなかったこと⁴⁰、また、上述のように最高裁の判決も公刊されていなかったことなどがあるようである。

2 「コモンローへの転換」の意図

ルワンダにおけるこのようなコモンローへの転換は、法の近似化を求めるEAC 設立条約や共通市場議定書に基づく義務の履行として始められたものではない。ルワンダがコモンローへの転換をはじめたのは、ルワンダ虐殺などの不幸を経ていわゆる「アフリカの奇跡」といわれる復興をとげていた2000年代に入っすぐからであり、これはEAC 加入に先立つことである。もちろん、将来のEAC 加入を見越したという側面もありうるが、そればかりでなくルワンダとしては経済復興を成し遂げ、政府主導の強力な経済開発政策遂行の一環として、東アフリカ経済圏に確固たる地位を占めるために、コモンロー圏に属する隣国と法の調和を図るという現実的な選択を行なったという側面が強いのではないと思われる⁴¹（ルワンダは港湾施設を持たない内陸国であり、域外貿易のためには隣接する沿岸国であるケニアやタンザニアに頼らざるを得ない）。関連して、ルワンダはフランス語に加えて英語を公用語にしている。他方で、ルワンダ虐殺によって既存の司法制度が弱体化していたこと⁴²、復興期にイギリスの支援が強かったこと⁴³も、コモンローへの転換を容易にした要因として作用しているものと思われる。

³⁸ さしあたり、Hondius (2007) 参照。

³⁹ Kosar (2013).

⁴⁰ Rugege (2013).

⁴¹ Appleton (2013), pp. 42-43.

⁴² Uvin & Mironko (2003), pp.222-223. しかし、フランス法系で学んだ既存の法律家がいなくなったわけではないことにつき、Appleton (2013), p. 47参照。

⁴³ Mburu (2001), p.29 cited in Sannerholm (2007), p.76.

四 まとめ

EACは比較的順調にその経済統合を進めているように見える⁴⁴。特に、関税同盟と共通市場がEAC発足からわずか10年余りで実現できていることが注目される(もっとも、非関税障壁が残っていると指摘もある⁴⁵)。他方、国内私法の統一については、EAC設立当初からの構成国であるコモロ国と、後にEACに加盟した大陸国(ルワンダとブルンジ)の法制度の調整が課題であることが指摘されている⁴⁶。しかし、少なくともルワンダにおいては、「コモロ国への転換」という「荒技」によってEACへの統合を促進する動きがあることも上にみたとおりである。EACでは、概して、躍動感のある活動がみられると評価できよう。

その背景には、2000年代以降は加盟国で比較的安定した民主政治が行われていたこと、構成国数が少なく都合形成がしやすいこと、当初の構成国であるケニア、タンザニア、ウガンダがいずれも旧英領植民地であり、地理的に隣接した緊密な経済圏が形成されていたこと、そしてかつて旧EACを挫折させた苦い経験に学ぶことへの機運があったことを逸することはできない⁴⁷。本稿の問題関心からは、さらに次の3点を指摘し、前稿で示した仮説を補強したい。

第一に、市場における統一的な私法ルールが存在が経済発展に資するという明確な政策判断に基づいて、私法制度・私法統一を手段として位置づけ、その政策課題を加盟国が共有していることがうかがえる。AU統合に向けた地域統合組織のなかでも、唯一、EACのみが私法統一をその政策課題に組み込んでいるが、それは、現在のEACがAUへの統合アジェンダのもとに位置づけられる組織のなかでは最も新しく、1999年に発足されたものであることが大きく影響している(他の地域統合組織には1970年代や1980年代に設立されたものが多い)。この時期には、「ラゴス行動計画」の背後にある南北問題克服という視点は後退し、統一的な私法制度によって投資を呼び込んで市場としての東アフリカを発展させるというワシントン・コンセンサスに基づくシナリオを描きや

⁴⁴ Salami (2012), p. 29; 徳織 (2013), pp. 264-265参照。

⁴⁵ World Bank & East African Community Secretariat (2014), p. 2.

⁴⁶ Agaba (2011), pp. 511-512.

⁴⁷ Oppong (2011), pp.25-27; 徳織 (2013), p. 264.

すい時期になっていたということができよう。

もちろん、東アフリカ経済の発展に、私法統一がどれだけ寄与しているかは別問題である。また、南北問題という視座の後退とワシントン・コンセンサスの台頭ということだけであれば、失速したとも安定期に入ったとも評しうるOHADA⁴⁸も同条件である。OHADAも、市場における法ルールを統一することによってOHADA構成国の経済を発展させることを目指して設立された組織だからである。それでは、EACとOHADAとでは何か異なるのか。それが次の点に関わる。

すなわち、第二に、OHADAとEACは、どちらも私法統一において域外からの影響を受けている。OHADAでは、それはフランス法である。英米法と大陸法の相違を止揚したと考えられるユニドロワ国際商事契約原則をベースとした統一契約法でさえ、OHADAでは挫折したという経緯が象徴するように⁴⁹、OHADAにおける法統一作業は、英米法とフランス法、あるいは世界標準対フランス法の代理戦争が繰り広げられる様相を呈している⁵⁰。EACには、そのような摩擦が生じていない。

このことを、前稿で述べた、アフリカの社会の三層構造に即して述べれば次のとおりである。すなわち、アフリカ社会は、3つの層からなり、「第一の層は、国際的なドナー（支援国、国際機関）とその協力者であり、いわば最先端の理論にもとづいて改革を行おうとする集団である。第二の層は、国内のエリートないし既得権を有する人々によって構成される。歴史的な経緯等から、この階層もまたヨーロッパの強い影響を受けているが、そのよりどころとするヨーロッパの考え方と、第一の層が持ち込む国際的な考え方とは一致すると限らず、そこに緊張関係が生ずる余地がある。そして、第三の層として、ローカルな考え方にもとづいて行動する社会構成員がある」⁵¹。OHADAは、第一の層のなかで、対立関係が生じてしまっているのに対して、EACにはそのようなことがない。もっとも、EACには複数の国際ドナーが相互の調整をすることなく入

⁴⁸ 小塚・曾野（2015b）。

⁴⁹ 小塚・曾野（2015b）。

⁵⁰ この点を強調する文献として Ntongho（2012）。

⁵¹ 小塚・曾野（2015b）。

り込んでいるともいわれる⁵²。現実には、英米法国のドナー同士であるから摩擦が生じないという単純なものではないであろう。立法後にはじめて立法間の不整合が判明することもあるものと思われるが、これは立法のサブスタンスにまで踏み込んだ検討を要する今後の課題である。

第三点目も、アフリカの社会の三層構造、特に第二の層、第三の層にかかわる。もともとコモンロー国であるケニア、タンザニア、ウガンダにおいては、第一の層と第二の層はともにコモンローをバックグラウンドとしており、その乖離は大きいものではないと想像される。ルワンダにおいては、乖離があっても、いわば開発独裁によるコモンロー系への転換に異を唱えることは難しいことが推測される。むしろ、問題は、EACの私法統一が、第三の層にどのように受容されているのか、あるいは受容されていないのかということである。本稿ではそこまで踏み込めていない。しかし、そこには法継受論を豊かにする素材があることだけを確認して、本稿を閉じたい。

〈本研究は JSPS 科研費24330025、15H01917の助成を受けたものである。〉

引用文献（欧文）

- Agaba, S. (2011). "The Future of International Commercial Law in East Africa" *European Journal of Law Reform* 13: 505-513.
- Appleton, S. (2013). "Adaptive behaviour" *IBA Global Insight*, October/November 2013: 42-47.
- Bamodu, 'G. (1994). "Transnational Law, Unification and Harmonization of International Commercial Law in Africa" *Journal of African Law* 38(2): 125-143.
- East African Legislative Assembly (2013). *EALA Strategic Plan 2013-2018*, available at http://eala.org/key-documents/strategic-plans/doc_details/428-eala-strategic-plan-2013-2018.html.
- Eiselen, S. (2015). "The Adoption of UNCITRAL Instruments to Fast Track Regional Integration of Commercial Law" *Revista Brasileira de arbitragem* 12: 82-99.
- Fombad, C. M. (2013). "Some Reflections on the Prospects for the Harmonization

⁵² Thorp (2011), p.534.

- of International Business Laws in Africa: OHADA and Beyond" *Africa Today* 59(3): 51-80.
- Fondufe, C. N. and S. Mansuri. (2013). "Doing Deals in Africa - Reflections on What is Different and What is Not" *Business Law International* 14(2): 163-183.
- Gathii, J. T. (2010). "The Under-Appreciated Jurisprudence of Africa's Regional Trade Judiciaries" *Oregon Review of International Law* 12: 245-282.
- Gathii, J. T. (2011). *African Regional Trade Agreements as Legal Regimes*. Cambridge University Press.
- Guttman, E. (1957). "The Reception of the Common Law in the Sudan" *International and Comparative Law Quarterly* 6: 401.
- Hassan, A. (2008). *History of Law Reform in Sudan*, available at <http://www.redress.org/downloads/country-reports/HISTORY%20LAW%20REFORM%20FINALFeb08.pdf>.
- Hondius, E. (ed.) (2007). *Precedent and the Law : Reports to the XVIIth Congress International Academy of Comparative Law*, Bruxelles, Bruylant.
- Kosar, W. E. (2013). "Rwanda's Transition from Civil to Common Law" available at http://www.oba.org/en/pdf/sec_news_int_jul13_Rwanda_Kosar.pdf.
- Mburu, C. (2001). "Challenges Facing Legal and Judicial Reform in Post-Conflict Environments: Case Study from Rwanda and Sierra Leone." *World Bank Conference on Empowerment, Security and Opportunity Through Law and Justice, July 8-12, 2001*.
- Ndulo, M. (1993). "Harmonization of Trade Laws in the African Economic Community" *International and Comparative Law Quarterly* 42: 101-18.
- Ntongho, R.A. (2012). "Political Economy of the Harmonisation of Business Law in Africa" *Journal of Politics and Law* 5(2) : 58-67.
- Oppong, R. F. (2006). "Private international law and the African Economic Community: a plea for greater attention" *Journal of South African Law* 2006: 497-509.
- Oppong, R. F. (2011). *Legal Aspects of Economic Integration in Africa*. Cambridge, Cambridge University Press.
- Rugege, S. (2013). "Judicial Reform, Public Confidence and the Rule of Law in Rwanda" *Keynote address by Justice Sam Rugege, Chief Justice of Rwanda, to the Qatar Law Forum, London, 28 Feb., 2013*, available at http://www.qatarlawforum.com/wp-content/uploads/2012/01/Rugege_Speech_Legal_Reforms_and_the_Rule_of_Law_in_Rwanda.pdf.
- Ruhangisa, J. E. (2011). "The East African Court of Justice: Ten Years of

- Operation (Achievements and Challenges)” *A Paper for Presentation During the Sensitisation Workshop on the Role of the EACJ in the EAC Integration, Imperial Royale Hotel, Kampala, Uganda, 1st – 2nd November, 2011*, available at <http://eacj.huriweb.org/wp-content/uploads/2013/09/EACJ-Ten-Years-of-Operation.pdf>.
- Salami, I. (2012). *Financial Regulation in Africa*. Surrey, Ashgate Publishing Limited.
- Sannerholm, R. (2007). “Legal, Judicial and Administrative Reforms in Post-Conflict Societies: Beyond the Rule of Law Template” *Journal of Conflict & Security Law* 12: 65-93.
- Thorp, T. (2011). “The Rule of Law and the Implementation of an Economic Acquis Communautaire in Sub Saharan Africa: Legal Challenges for the East African Community” *European Yearbook of International Economic Law*, 2012: 485-546.
- Uvin, P. and C. Mironko (2003). “Western and Local Approaches to Justice in Rwanda” *Global Governance* 9: 219-231.
- World Bank (2013). *Doing Business in the East African Community 2013: Smarter Regulations for Small and Medium-Size Enterprises*. Washington, DC, World Bank Group.
- World Bank (2014). *Doing Business 2015: Going Beyond Efficiency*. Washington, DC, World Bank.
- World Bank & East African Community Secretariat (2014). *EAC Common Market Scorecard 2014: Tracking EAC Compliance in Movement of Capital Services and Goods*. available at <https://www.wbginvestmentclimate.org/publications/upload/East-African-Common-Market-Scorecard-2014.pdf>.

引用文献（日本語）

- 片岡貞治（2013）。「アフリカにおける地域統合——現状と課題——」日本国際問題研究所『地域統合の現在と未来』http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24_Regional_Integration/08-kataoka.pdf
- 小塚莊一郎（2004）。「アフリカにおける統一商事法」国際商事法務32（2）：180-186
- 小塚莊一郎（2014）。「法の統一と『国民国家の法』」飯田秀総ほか編『落合誠一先生古稀記念・商事法の新しい礎石』、有斐閣：499-528
- 小塚莊一郎・曾野裕夫（2015a）。「アフリカにおける地域統合と法統一」日本国際経済法学会年報24：106-123

- 小塚莊一郎・曾野裕夫（2015b）. 「OHADA（アフリカ商事法調和化機構）による統一契約法の挑戦と挫折」北大法学論集66（4）（本誌本号）
- 徳織智美（2013）. 「アフリカにおける地域統合の展開と今後の展望」経済学研究 62（3）：79-93
- 平野克己（2002）. 『図説アフリカ経済』、日本評論社
- 藤本義彦（2003）. 「アフリカの地域協力体制」大林稔（編）『アフリカの挑戦』、昭和堂：230-253
- 正木響（2003）. 「アフリカにおける経済発展戦略の転換と地域経済の深化」釧路公立大学地域研究（12）：21-42